

令和3年3月22日
関東信越厚生局

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止について

柔道整復師の施術に係る療養費について、関東信越厚生局及び神奈川県との共同による監査を実施した結果、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下、「療養費」という。）の受領委任の取扱いを中止としましたのでお知らせします。

記

- 1 受領委任の取扱いの中止となる柔道整復師
施術管理者氏名 本田 澄識（ほんだ すみのり）（59歳）
施 術 所 名 本田鍼灸整骨院
施術所所在地 神奈川県厚木市下川入401-12
開 設 者 本田 澄識
- 2 受領委任の取扱いの中止年月日
令和3年3月23日 （当該柔道整復師は、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。なお、開設者についても、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。）
- 3 受領委任の取扱いの中止措置に至った経緯
被保険者より当該施術所の療養費の請求内容に疑義があるとして複数の情報提供があり、個別指導を実施したところ、不正請求が強く疑われたため、令和2年9月16日、同年10月20日及び令和3年1月25日に監査を実施したが、正当な理由なく欠席したことにより監査を拒否したものと認められた。